

令和5年5月2日

保護者の皆様

県立三条高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

新緑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が法律上インフルエンザと同等の5類感染症へと移行されます。これにともなう対応は、以下のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止の取扱い等について

- ・「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス」に感染の場合、最低5日間（※）の【出席停止】措置となります。

※インフルエンザ：「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

※新型コロナウイルス：「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ・「新型コロナウイルス」の濃厚接触者の特定は行われなため、例えば、同居家族が感染しても登校が可能であり、【出席停止】にはなりません。

- ・「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス」の療養後、再登校の際には、保護者記入の「療養解除届」の提出が必要です。（※学校HPからダウンロードし、医療機関ではなく、保護者をご記入ください。）

2 欠席連絡について

従前どおり、保護者からGoogleフォームによる連絡をお願いいたします。風邪症状等による欠席は、一旦【欠席】として受理させていただきます。感染症への感染が判明した場合には【出席停止】に切り替えますので、早めに電話で学校へ連絡をお願いします。

3 オンライン配信について

「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス」による【出席停止】により、生徒がやむを得ず学校に登校できない場合は、オンラインによる授業配信等の対応が可能ですのでお申し出ください。

4 基本的感染対策について

今後も基本的感染対策の継続をお願いいたします。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校させず、医療機関等を受診の上、自宅での休養をお願いします。

担当 教頭 鈴木信行 電話 0256-35-5500(代)
